

会 則

令和2年4月1日改定

*SERID*研究会

会 則

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本研究会は、名称を『(「*SERID* (セリッド) 研究会)』(以下「本研究会」と称す。)という。

(目的)

第2条 本研究会は、ニューマーク法等によるため池等の土構造物の地震時斜面変形予測手法(以下「本手法」という。)の研究・改善活動、普及・広報活動および教育・指導活動を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本研究会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 本手法の研究および改善活動
- (2) 本手法の普及および広報活動
- (3) 本手法の教育および指導活動
- (4) その他本研究会の目的を達成するために必要な事項

(事務局)

第4条 本研究会は事務局を株式会社複合技術研究所内に置く。

第 2 章 会 員

(会員の種別および資格)

第5条 本研究会の会員は、正会員のみとする。

- (1) 正会員 …… 別表1に示す。

(入会)

第6条 本研究会に正会員として入会を希望するものは、本研究会事務局に入会届を提出するものとし、幹事会がこれを承認し、本研究の会員名簿に登録されたときをもって、入会したものとする。なお、入会申請者については、申請者の職位・役職に係わらず会社としての申請として取り扱うものとする。

(会員の権利)

第7条 本研究会の会員は、本研究会から本手法に関する技術資料の提供、並びに教育・指導を受ける権利を有する。また、本研究会の会員が本手法に関する予測プログラム(詳細法)の購入を希望する場合は、株式会社複合技術研究所(販売元 五大開発(株))から有償にて提供される権利を有する。

(会員の義務)

第8条 本研究会の会員は、本研究会の目的を達成するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本研究会の会則を遵守すること。
- (2) 本会則第3条に定める事業に積極的に協力すること。
- (3) 本研究会で知り得た技術情報等に関し、会員以外の第三者に漏洩しないこと。

- (4) 本研究会の会員のいずれかが、本手法に関する発明または改良等を行った場合、本会則第11条第2項の規定に基づきその処置を定めるものとする。
- (5) 本手法が正当な権利を有しない第三者によって侵害される恐れがある場合は、速やかに事務局に通報すること。また、本会則第21条に規定する幹事会（以下「幹事会」という。）の決定に基づき侵害の防止、排除に協力すること。
- (6) 本会則第26条および第27条に定める会費等を遅滞なく納入すること。
- (7) 会員は、本研究会の会員資格喪失後といえども本研究会に関する正常な活動を妨害してはならない。

（会員の退会）

第9条 会員が本研究会を退会しようとするときは、その理由と退会後も本研究会の秘密に関する事項について秘密を保持する旨の誓約を付し、退会届を会長に提出するものとし、幹事会の承認をもって退会とする。会長は、退会届が提出された場合には、可及的速やかに幹事会に報告するものとする。

（会員の除名）

第10条 会員が本研究会の会則に違反する行動をなし、本研究会の名誉と信用をなくし、もしくはその恐れのある行動をなしたときは、幹事会の決議によりその会員を除名することができる。

第3章 工業所有権等

（実施権の許諾）

第11条 本手法に関する会員所有の工業所有権等がある場合は本研究会と会員に公開し、会員が本手法の実施を希望したときは、適当な対価（有償または無償）をもって使用することができる。

- 2. 本研究会の会員が、将来において本手法に関する発明または改良等を行い、工業所有権を取得した場合、会員相互の利用に供し、その工業所有権の程度に応じた適当な対価（有償もしくは無償）で通常実施権（非独占的）の許諾をしなければならない。

（会員資格喪失後の処理）

第12条 会員は、本研究会の会員資格喪失後も前条を準用し、適当な対価（有償もしくは無償）で通常実施権（非独占的）の許諾をしなければならない。

第4章 役員

（役員の数および選任）

第13条 本研究会に次のとおり役員を置く。

会長	…	1名
技術顧問	…	若干名
幹事	…	若干名
会計監事	…	1名

- 2. 幹事は、正会員の中から互選によって本会則第19条に規定する総会において選任するものとする。

3. 会長は、幹事会において決定する。
4. 会計監事は、会員の中から1名を幹事会の承認を得て会長が委嘱する。
5. 必要に応じて、幹事会決議により副会長をおくことができる。

(技術顧問)

第14条 会長は、幹事会の承認を得て、本研究会の技術的指導を行う学識経験者等を対象に技術顧問として若干名の委嘱を依頼する。

2. 技術顧問は、総会および幹事会へ、任意に出席する事ができる。
3. 技術顧問への報酬は、有給もしくは無給とする。

(任期)

第15条 各役員の任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。
欠員により就任した役員の任期は、前任者の任期満了の日までとする。

(職務)

第16条 役員は、次の会務を行う。

- (1) 会長は、本研究会を代表して会務を統轄する。
 - (2) 幹事は、幹事会を構成し、会務の執行に当たる。
 - (3) 幹事は、会長を補佐し、会長がその職務を遂行することが不可能な場合には幹事会がその職務を代行する。
2. 会計監事は、本研究会の会計等の監査を行う。
 3. 事務局の業務内容、構成については、別途幹事会により定める。

第 5 章 会 議

(会議)

第17条 本研究の会議は、総会および幹事会とし、それぞれ次の者をもって構成する。

- (1) 総会は、各会員の代表者をもって構成する。
- (2) 幹事会は、幹事をもって構成する。

(総会)

第18条 総会は、定時総会および臨時総会とし、定時総会は毎年1回、臨時総会は必要ある場合に、幹事会の決定に基づき付議事項を示して会長が招集する。

2. 会員の過半数以上から総会招集の請求があるときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会は、会員の過半数の出席をもって成立するものとする。
4. 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会決議事項)

第19条 次の事項は総会の決議によらなければならない。

- (1) 年度予算決算の承認
- (2) 会則の変更
- (3) 会費の変更

- (4) 研究会の解散
 - (5) その他、会長が特に必要とする事項
2. 会員は、総会において1議決権を有する。総会の決議は、出席した会員の過半数をもってこれを行い、可否同数の場合は本会則第18条に規定する議長がこれを決する。
 3. 前項(2)(4)の事項については、前項の規定に拘わらず総会において議決権を有する者の3分の2以上の賛同がなければならない。

(幹事会)

- 第20条 幹事会は、原則として年1回開催する。ただし、幹事会を構成する2名以上から開催の請求があった場合、および本会則第10条に規定する場合には臨時に開催することができる
2. 幹事は、幹事会において各1議決権を有する。幹事会は、幹事の過半数の出席をもって成立し、幹事会の決定は多数決による。可否同数の場合は議長がこれを決する。
 3. 幹事会の議長は、幹事長がこれにあたる。

(幹事会の決議事項)

第21条 幹事会は、次の事項を承認または決議する。

- (1) 会務の執行に関する重要事項
- (2) 総会付議事項
- (3) 各種委員会の設置および検討された事項
- (4) 事務局に関する事項
- (5) 新入会員の承認および会員の除名に関する事項
- (6) その他会長が必要と認めた事項

(技術委員会)

第22条 本研究会の事業の円滑な運営を図るために、第21条幹事会の決議のもとに技術委員会を置く。技術委員会は、次の事項を検討し、幹事会に付議する。技術委員会の議長は、技術委員長がこれに当たる。

- (1) 本手法に関する技術的検討、技術資料の整備
- (2) 本手法の普及および広報活動

(連絡担当者)

第23条 会員各社は、連絡担当者を1名置き、事務局等との連絡に当たる。

第6章 会計および財産

(会計年度)

第24条 本研究会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、研究会発足の初年度についてはこの限りではない。

(経費)

第25条 本研究会の運営経費は、入会金・年会費・技術負担金および寄付金その他の収入をもって支弁する。

(入会金・年会費)

第26条 本研究の入会金および年会費の額は細則の定めるところによる。

2. 会員は、入会金を入会と同時に本研究会へ納付するものとする。ただし、会員が権利者である場合には、入会金は免除される。
3. 会員は、年会費を毎年4月末日までに本研究会へ納付するものとする。ただし、年度中途に入会した場合は、入会したときにその年度分の全額を納付するものとする。
4. 技術顧問については、入会金および年会費の納付を要しない。

(特別負担金)

第27条 特別負担金とは、年度当初の事業計画および収支予算以外に、幹事会において必要があると認め議決された臨時経費をいい、会員は、これを負担する義務を負う。

(入会金等の返還等)

第28条 入会金・年会費・特別負担金等で、いったん納入したものについては、いかなる場合にもこれを返還しない。

(入会金等の変更等)

第29条 入会金・年会費等で変更の必要があると認められる場合は、幹事会が変更の発議および変更金額等の提案を行い、総会がこれを決議・承認するものとする。

(資産の管理)

第30条 本研究の資産は会長が管理し、その方法は幹事会の決議を経て会長が定める。

(解散、残余財産の処分)

第31条 本会則第20条第4項による本研究会の解散が決定された場合、財産の処分は幹事会で決定する。

(その他)

第32条 本研究会則に定めのない事項については、幹事会がこれを決定する。

本会則は、令和2年4月1日より施行する。

平成25年10月1日制定

令和2年4月1日改定

SERID研究会 細則

(目的)

第1条 この細則は「SERID 研究会会則」(以下「会則」という。)に定めるもののほか、「SERID 研究会」(以下「本研究会」という。)の目的および事業遂行上必要な機構、会務の分掌および運営職制その他について定めることをその目的とする。

(入会金)

第2条 会則第26条第2項に定める本研究会の入会金は、別表1のとおりとする。

(年会費)

第3条 会則第26条第3項に定める本研究会の年会費は、別表1のとおりとする。

本細則は、令和2年4月1日より施行する。

令和2年4月1日制定

別表1 (単位:円)

	会員
入会金	100,000
年会費	100,000